

情報公開条例に基づく開示の状況と 個人情報保護条例に基づく運用の状況

平成20年度中における「南三陸町情報公開条例」に基づく開示の請求及び実施」は、次の1件でした。

なお、このお知らせは、南三陸町情報公開条例第17条の規定による、開示の実施状況の公表として行うものです。

◇実施機関 教育委員会

◇開示した行政文書の概要

平成17年度から平成19年度までにおける、町内小学校夏季休業勤務一覧表

◇開示の区分 部分開示

平成20年度中における「南三陸町個人情報保護条例」の運用状況は、次のとおりでした。

なお、このお知らせは、南三陸町個人情報保護条例第42条の規定による、条例の運用状況の公表として行うものです。

◇開示の実施状況 町長（病院事業）に対し、4件の個人情報の開示請求がなされ、その4件すべてについて全部開示として開示を行っています。

◇その他運用状況 開示請求の対象となる個人情報の本人が死亡している場合において、その配偶者等の方が請求できる情報を新たに設定する（対象とする情報を広げる）ことについて、町長から南三陸町情報公開・個人情報保護審査会あて諮問し、同審査会から答申がなされ、平成20年5月1日から、次の「医療・介護に関する情報」も開示請求の対象として設定されました。

・町民税務課が保有している、診療報酬明細書（レセプト）及びその診療報酬明細書に添付された書類に記録されている情報

・公立志津川病院が保有している、診療録（カルテ）その他の医療行為に関する書類に記録されている情報

・保健福祉課または地域包括支援センターが保有している、介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定に関する書類に記録されている情報

問い合わせ 総務課総務法合係
☎46-1370

住民基本台帳の閲覧状況

平成20年度中における住民基本台帳の閲覧状況

閲覧した団体などの名称	請求理由	閲覧した範囲
自衛隊宮城地方協力本部長	自衛官の募集に伴う広報のため	平成2年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた男女と平成5年4月2日から平成6年4月1日まで生まれた男子 325件
株式会社 ビデオリサーチ代表取締役社長 木村武彦	日本たばこ産業(株)が実施する「2009年全国たばこ喫煙者率調査」の対象者抽出のため	大正8年5月1日から平成元年4月30日まで生まれた男女（志津川地区のみ） 20件

歌津総合支所の宿直代行員廃止に伴う戸籍届受領業務の一部変更

5月1日(金)から歌津総合支所の宿直代行員が廃止されることになりました。これに伴い、午後5時15分から翌朝午前8時30分までの戸籍届の受領業務は本庁のみで行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係
☎46-1373

税

インフォメーション

●ご注意を！ 納付書はお間違いない！

今年から税金、給食費、保育料、住宅料の納付書の様式がほぼ同じになりました。これは、コンビニ収納に対応するため用紙の大きさやレイアウトを統一したためです。一見すると間違いやすいので、納付する前にもう一度確認をしてください。

- 確認1 = 何の税(料金)を納めるのか？
- 確認2 = 何期目を納めるのか？
- 確認3 = 納期限は過ぎているか？



コンビニで利用できる納付書には、バーコードが印字されています。

納付書の保管について

納付書の様式が似たようなスタイルになったので、間違いのないよう、それぞれ別の封筒などに入れて保管することをお勧めします。

税金や料金の種類によって「印刷の色」が異なりますので、見分けるときの参考にしてください。

印刷の色

町民税(緑色)、固定資産税(茶色)、軽自動車税(オレンジ色)、国民健康保険税(水色)、後期高齢者医療保険料(紫色)、介護保険料(ピンク色)、住宅料(緑色)、給食費(茶色)、保育料(オレンジ色)

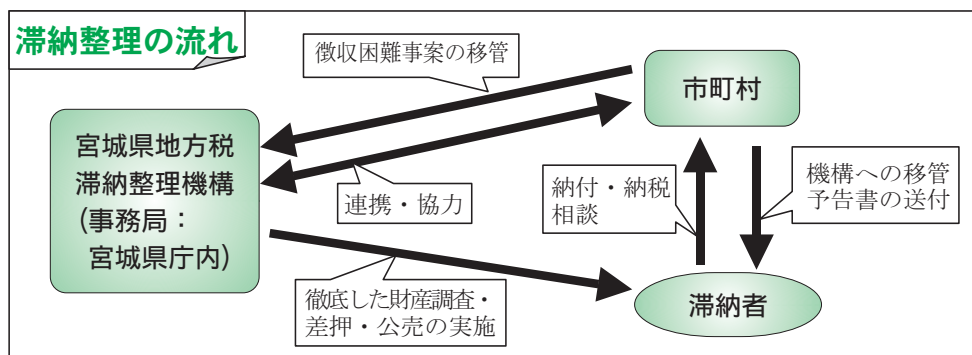
問い合わせ 町民税務課納税係 ☎46-1372



慣れるまでご不便をおかけします。

宮城県地方税滞納整理機構に参加して 収納率の向上を目指します！

町税は行政サービスを行うための大切な自主財源です。町では、税負担の公平性を確保し、滞納税の縮減を図るために、4月1日に設置された「宮城県地方税滞納整理機構」に参加しました。



今後、同機構では、参加市町村から徴収の引継ぎを受けて、滞納者が所有する財産の調査を実施し、差押えや公売等の滞納処分を速やかに実施していきますので、税金の未納がある方は早急に納めてください。また、納税が困難な場合には町民税務課収納対策室に連絡してご相談ください。

宮城県地方税滞納整理機構に関するQ&A

Q 宮城県地方税滞納整理機構はどんな組織のですか？

宮城県と県内の25市町村が、個人住民税を含む市町村税の滞納整理を専門に行うために共同で設置する任意組織です。実際に滞納整理業務を行うの

Q 機構が徴収を引き受ける事案はどのようなものですか？

市町村による催告に反応がなく納税意思がないと判断される場合や、滞納額が高額な場合などで市町村による徴収が困難と判断される事案が機構に移管されることとなります。

Q 機構が行う滞納整理の方法は？

機構では、基本的に差押等の滞納処分を執行することを前提として滞納整理を行います。したがって、滞納者が所有する財産の調査を徹底的に行い滞納処分を行うこととなります。

問い合わせ 町民税務課収納対策室
☎46-12601